

第百三十一回国会 大蔵委員会 議 録 第三号

平成六年十月二十六日(水曜日)

午後四時開議

出席委員

委員長 宮地 正介君

理事 石原 伸晃君

理事 堀之内久男君

理事 今井 宏君

理事 村井 仁君

大島 理森君

岸田 文雄君

小泉純一郎君

塩崎 恭久君

福田 康夫君

青木 宏之君

太田 誠一君

坂本 剛二君

竹内 譲君

中田 宏君

西岡 武夫君

星野 行男君

今村 修君

永井 哲男君

田中 甲君

出席国務大臣

大蔵 大臣

出席政府委員

大蔵政務次官

大蔵省主計局次

委員外の出席者

大蔵委員会調査

室長

委員の異動

十月二十六日

第一類第五号

大蔵委員会議録第三号

平成六年十月二十六日

辞任

中山 利生君

山中 貞則君

大矢 卓史君

北橋 健治君

渡辺 嘉蔵君

同日

辞任

齊藤斗志二君

野田 実君

安倍 基雄君

笹木 竜三君

今村 修君

補欠選任

齊藤斗志二君

野田 実君

安倍 基雄君

笹木 竜三君

今村 修君

補欠選任

中山 利生君

山中 貞則君

大矢 卓史君

北橋 健治君

渡辺 嘉蔵君

本日の会議に付した案件

国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出、第百二十九回国会閣法第四号)

○宮地委員長 これより会議を開きます。

第百二十九回国会、内閣提出、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありませんので、これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

この際、本案に対し、石原伸晃君外三名から、自由民主党、改革、日本社会党・護憲民主連合及び新党さきがけの共同提案による修正案が提出されております。

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。石原伸晃君。

国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案に対する修正案

(本号末尾に掲載)

○石原(伸)委員 ただいま議題となりました国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、提出者を代表して、提案の趣旨及びその内容を御説明申し上げます。

まず、政府原案におきましては、退職共済年金等の受給権者が組合員である間に受給する年金と当該組合員の給付との併給調整の基準額を二十万円としておりますのを、高齢者の就業促進の観点から、本修正案では、二十二万円に引き上げることをしております。

次に、政府原案におきましては、六十五歳未満の退職共済年金の受給権者が、雇用保険法に基づく失業給付を受けている間の支給の調整は平成八年四月一日から、高年齢者雇用継続給付を受けている間の支給の調整は平成九年四月一日から行うこととしておりますのを、本修正案では、いずれも平成十年四月一日から行うこととしております。

また、政府原案におきましては施行期日が「平成六年十月一日」と定められておりますが、既にこれを経過しているため、施行期日を「公布の日」と改めるほか、所要の規定の整理を行うこととしております。

以上が、本修正案の概要であります。

何とぞ御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○宮地委員長 これにて修正案の趣旨の説明は終わりました。

この際、本修正案について、国会法第五十七条の三の規定により、内閣において意見があればお述べいただきたいと存じます。武村大蔵大臣。

ます。

○宮地委員長 これより原案及び修正案を一括して討論に入るのでありますが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

内閣提出、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案及びこれに対する修正案について採決いたします。

まず、石原伸晃君外三名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

○宮地委員長 起立多数。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいま可決いたしました修正部分を除く原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

○宮地委員長 起立多数。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

○宮地委員長 ただいま議決いたしました本案に対し、北側一雄君外三名から、自由民主党、改革、日本社会党・護憲民主連合及び新党さきがけの共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。北側一雄君。

○北側委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表いたしまして、案文を朗読し、趣旨の説明いたします。

国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について十分配慮すべきである。

一 産業構造等の変化に対応できる長期的に安定した年金制度を確立し、制度間の給付と負担の不均衡の是正を図るとの観点から、平成七年を目途とする公的年金制度の一元化に向けて精力的に検討を進め、共済年金の在り方を含め、その全体像を可及的速やかに明らかにすること。

一 鉄道共済年金に係る平成六年の標準報酬再評価の繰延措置を含む自助努力等については、公的年金一元化の検討の際に、給付と負担の公平化の観点から、その見直しを検討し、可及的速やかに措置すること。

何とぞ御賛成賜りますようお願い申し上げます。

○宮地委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

〔賛成者起立〕

○宮地委員長 起立多数。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

本附帯決議に対し、政府から発言を求められておりますので、これを許します。武村大蔵大臣。

○武村国務大臣 ただいま決議のありました事項につきましては、政府といたしましては、御趣旨を踏まえまして十分検討をさせていただきますと存じます。

○宮地委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○宮地委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○宮地委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時七分散会

国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案に対する修正案

国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第二条のうち国家公務員等共済組合法第七十九条第二項及び第八十七条第二項の改正規定中「二十万円」を「二十二万円」に改める。

第二条のうち国家公務員等共済組合法第一百一条の次に一条を加える改正規定のうち第一百一条の二第一項中「一般職の職員の給与等に関する法律」を「一般職の職員の給与に関する法律」に改める。

第六条のうち国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第三十六条第一項及び附則第四十四条第一項の改正規定中「二十万円」を「二十二万円」に改める。

附則第一条の見出しを「施行期日等」に改め、同条中「平成六年十月一日」を「公布の日」に改め、同条第三号を削り、同条第二号中「（同法附則第十二条の八の二に係る部分に限る。）及び附則第九条第一項」を「及び附則第九条」に、平成八年四月一日を「平成十年四月一日」に改め、同条を同条第四号とし、同条第一号中「及び第三号」を削り、同条を同条第三号とし、同条の前に次の二号を加える。

一 第一条中国国家公務員等共済組合法第四十二条第一項及び同項の表の改正規定並びに次条及び附則第三条の規定 この法律の公布の日の属する月の翌月の初日

二 第一条中国国家公務員等共済組合法第二百二十九条及び第三百三十条の改正規定並びに附則第十二条の規定 この法律の公布の日から起算して二十日を経過した日

附則第一条に次の一項を加える。

2 第一条の規定による改正後の国家公務員等共

済組合法第七十二条の二第一項、第七十八条第二項、第八十二条第一項及び第三項、第八十三条第三項、第八十九条第三項、第九十条、附則第十二条の四第一項、附則第十三条第一項並びに附則第十三条の九の規定、第三条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法第十一条第一項及び別表の規定、第五条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法の一部を改正する法律（以下「改正後の昭和六十年改正法」という。）附則第十六条第一項から第五項まで、附則第十七条第二項、附則第十九条第二項、附則第三十五条第一項、附則第四十条第一項、附則第四十二条第一項及び第二項、附則第四十六条第一項及び第五項、附則第五十条第一項、附則第五十一条並びに附則第五十七条第一項の規定並びに第七条の規定（国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第八條の規定並びに附則第六條第一項から第三項までの規定は、平成六年十月一日から適用する。）を除く。）による改正後の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第八條の規定並びに附則第六條第一項から第三項までの規定は、平成六年十月一日から適用する。

附則第二条第一項中「平成六年十月一日」を「この法律の施行の日（以下「施行日」という。）」の法律の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月の翌月の初日」に、「のうちに、同年七月一日から九月三十日までの間に組合員の資格を取得した者又は法第四十二条第七項の規定により同年八月若しくは九月から標準報酬が改定された者であつて、同月の同条第一項」を「であつて、施行日の属する月の法第四十二条第一項」に改め、同条第二項中「平成六年十月」を「施行日の属する月の翌月」に改める。

附則第三条中「この法律の施行の日（以下「施行日」という。）」を「施行日の属する月の翌月の初日」に、「施行日前」を「同日前」に改める。

附則第四条第一項中「附則第一条第一号」を「附則第一条第一項第三号」に改める。

附則第六条第二項中「第五条の規定による改正後の昭和六十年改正法（以下「改正後の昭和六十年改正法」という。）」を「改正後の昭和六十年改正法」に改める。

附則第八条第一項及び第二項中「平成六年十月一日」及び「同日」を「施行日」に、「同月二日」を「施行日の翌日」に改める。

附則第九条第一項中「附則第十二条の八の二」の下に「及び第十二条の八の三」を加え、「平成八年四月一日」を「平成十年四月一日」に改め、同条第二項を削る。

附則第十条第二項を削り、同条第三項中「第一項の」を「前項の」に、「平成七年四月分」を「平成六年十月分」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を削り、同条第五項中「平成七年四月分」を「平成六年十月分」に、「前項に規定する規定」を「改正後の昭和六十年改正法附則第五十一条第一項の規定により読み替えられた改正後の昭和六十年改正法附則第三十五条第一項の規定及び改正後の昭和六十年改正法附則第五十七条第一項の規定」に改め、同項を同条第三項とする。

附則第十一条第一項中「この法律の公布の日」及び「同日」を「施行日」に改め、同条第二項中「この法律の公布の日」を「施行日」に改める。

附則第十二条中「施行」の下に「（附則第一条第一項第二号の規定による施行をいう。）」を加える。

この修正の結果必要となる経費は、平成九年度において約五千三百万円の見込みである。